

役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人沖縄県環境整備協会（以下「この法人」という。）の定款第29条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事、会計監査人をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選出された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として総会で決議した限度額内で報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、毎月8月及び12月に役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することが出来る。

(報酬額の決定)

第4条 この法人の、役員の報酬月額は別表で示す俸給表のとおりとし、会長が理事会の承認を得て、総会で決議した額とする。

- 2 常勤役員及び非常勤役員に対する報酬額は別表の「第1常勤役員の報酬」「第2非常勤役員の報酬」に定める金額とする。

- 3 常勤、非常勤の役員に対する役員賞与の総額は別表の「第3 常勤役員、非常勤役員の賞与」のとおりとし、会長は理事会の承認を得て総会で決議した総額の範囲内で各々の役員に配分するものとする。
- 4 常勤、非常勤の役員に対する退職手当は、別表の「第4 常勤役員、非常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。
- 5 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任または死亡により退任した者に支給するものとし、死亡によって退職した者については、総会で決した総額の範囲内でその遺族に支払うものとする。
- 6 常勤役員及び非常勤役員のうち会計監査人について外部委託する場合においてはそれぞれ月 20 万円の範囲内の額とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額を支給するものとし、毎月の一定の定まった日に支給するものとし、非常勤役員にあつては、理事会出席等必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨を持って本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
- 3 月の途中で役員に就任したとき、または月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は月割又は日割り計算にて支給するものとする。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程を持って、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経ておこなう。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人沖縄県環境整備協会の設立の登記の日から施行する。

別表

俸給表

第1 常勤役員の報酬月額

・会 長	無報酬
・副会長	無報酬
・専務理事	年 600 万円以内（月給 50 万円以内）
・理 事	無報酬
・監 事	無報酬

※理事会及び緊急理事会出席等すべて無報酬とする。

第2 非常勤役員の報酬額

・会 長	無報酬
・副会長	無報酬
・専務理事	無報酬
・理 事	無報酬
・監 事	無報酬
・会計監査人	年 240 万円（月 20 万円以内）

理事会及び緊急理事会出席等すべて無報酬とする。

第3 常勤役員賞与、非常勤役員賞与額

常勤役員賞与及び非常勤役員について無償とする。

第4 常勤役員、非常勤役員の退職手当の額

常勤役員、非常勤役員の退職手当の支給額は無償とする。

第5 役員の通勤費

役員の通勤費については必要会議（理事会、緊急理事会等）において燃料費相当額を基本とし実費的費用算出し支給する。